

あんしん

# 介護保険制度

65歳以上の方にお知らせ

long-term care insurance system

## 赤平市 第5期

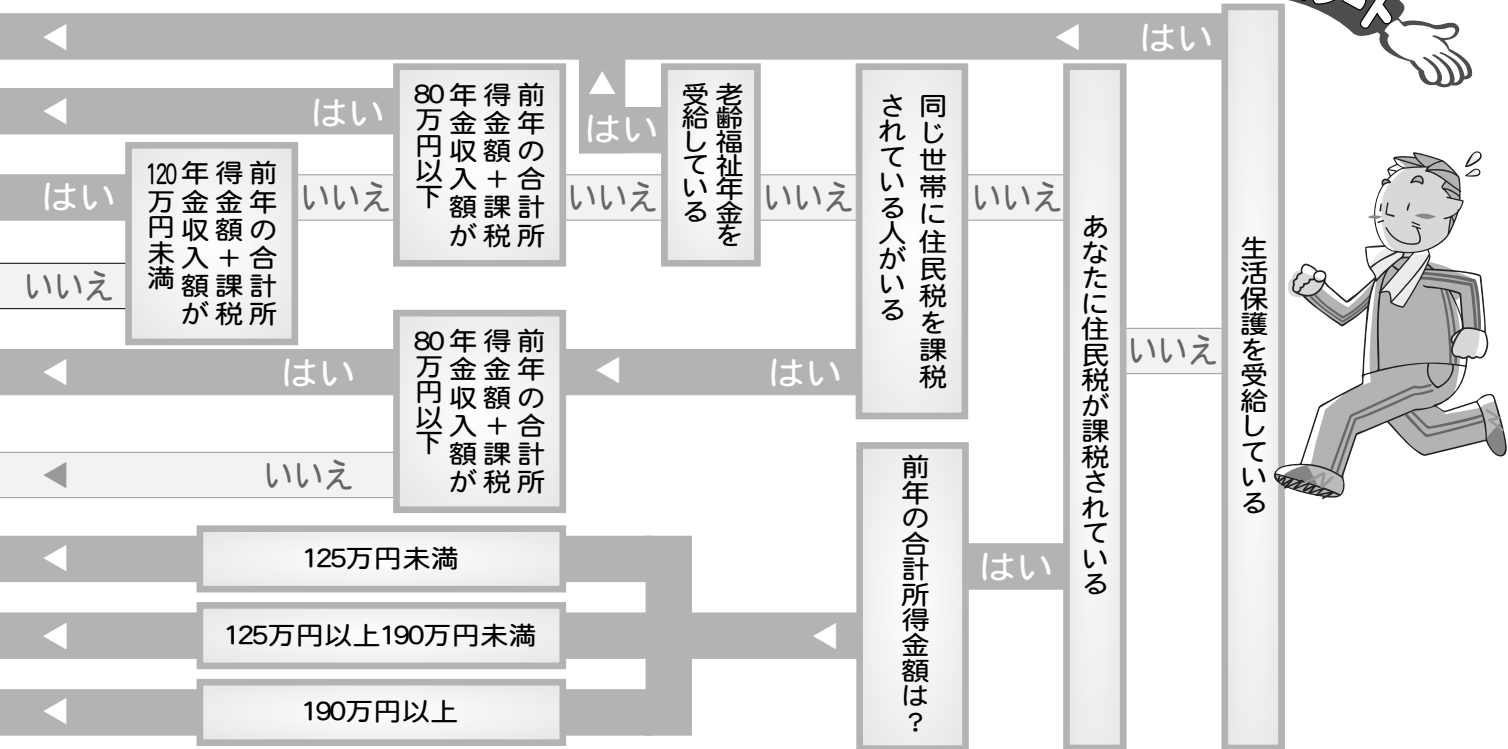
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市では介護保険事業や様々な高齢者福祉サービスの基本的な方針となる本計画について3年に一度見直しを行っています。

平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間として新たな第5期計画がスタートしました。



## あなたの保険料段階を確認してみよう！



## 介護保険料の納め方

介護保険料の納付方法は選択制ではありません。ご本人の希望により変更はできませんのでご了承願います。

### 特別徴収 年金から差し引かれます

#### 対象となる人

- 老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人

### 普通徴収 納付書や口座振替で納めます

#### 対象となる人

- 老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
- 老齢福祉年金、寡婦年金を受給している人

〈問合せ〉 市役所 介護健康推進課 介護福祉係 ☎32-2217

# 介護保険料が改定されます



第5期計画による介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が変更になりました。介護報酬の改定、介護サービスの増加等により第4期(平成21～23年度)に比べ、**介護保険料の月額基準額が引き上げ**となります。

**Q 市は負担してくれないの？**

介護サービス費用の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、市は介護給付費準備基金を取り崩し、皆さんの介護保険料の負担を軽減しています。

**Q 介護保険料が上がるのはなぜ？**

- 介護保険料上昇の主な要因は、
- ①65歳以上の方の負担割合の上昇
  - ②被保険者数の減少・要介護認定者の増加
  - ③低所得者への配慮（第3段階の細分化）
  - ④介護報酬の改定
  - ⑤介護老人福祉施設（特養）の増床などがあります。

## 所得段階別保険料額

第4期  
平成21～23年度

第5期  
平成24～26年度

新たな介護保険料は、第3段階が収入・所得区分により細分化され、9区分7段階に分かれます

所得段階 年間保険料	所得段階	対象者	年間保険料	月額保険料 (年額 ÷ 12)
第1段階 22,200円	第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	27,600円 (基準額 × 0.5)	2,300円
第2段階 22,200円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	27,600円 (基準額 × 0.5)	2,300円
第3段階 33,300円	第3段階①	世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以上120万円未満の人	38,600円 (基準額 × 0.70)	3,216円
	第3段階②	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階及び第3段階①に該当しない人	41,400円 (基準額 × 0.75)	3,450円
第4段階① 36,800円	第4段階①	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	45,800円 (基準額 × 0.83)	3,816円
第4段階② 44,400円	第4段階②	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税であって、第4段階①に該当しない人	<b>55,200円 (基準額)</b>	4,600円
第5段階 47,900円	第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	59,600円 (基準額 × 1.08)	4,900円
第6段階 55,500円	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	69,000円 (基準額 × 1.25)	5,750円
第7段階 66,600円	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人	82,800円 (基準額 × 1.5)	6,900円

## 基準額の算出方法

平成21年度～平成23年度は、  
年額44,400円・月額3,700円でした。

赤平市の保険料の基準額  
(平成24年度～平成26年度)  
55,200円(年額)  
4,600円(月額)

赤平市に必要な介護  
サービスの総費用



65歳以上の方の  
負担分21%

赤平市に住む  
65歳以上の方の人数

介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です。保険料は納期内に納めましょう！